第５節　都市防災対策

１　防災都市づくりの基本的考え方

東京都では、都市防災の基本的な対策を示した災害対策基本法に基づく「東京都地域防災計画」及び震災の防止に関する施策を総合的に取りまとめた東京都震災対策条例に基づく「東京都震災対策事業計画」を定めており、これらの計画の中で、「防災都市づくり推進計画」は、地震災害の予防や、その被害拡大の防止の具体的な推進策の一つと位置付けられています。

「防災都市づくり推進計画」の前身である「都市防災施設基本計画」は、昭和 56 年、災害に対する危険性の高い地域が山手地区へ拡大していることから、区部全域を対象とする防災都市づくりの長期的な基本計画として策定されました。

「都市防災施設基本計画」は、「火を出さない。火をもらわない。」という視点から防災生活圏の形成（＝逃げないですむまち）及び都市施設の整備による防災都市づくりを目標とするもので、延焼遮断帯の整備計画を軸に、おおむね小学校区程度の広さで設定した防災生活圏内における生活環境の改善や防災市民組織の育成等、ハード・ソフトの両面にわたる防災対策を進めるものでした。都では、この計画に基づく具体的な施策として、防災生活圏促進事業、都市防災不燃化促進事業等により防災都市づくりを進めました。

平成７年１月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「都市防災施設基本計画」を見直し、震災時の市街地大火や建物倒壊等から都民の生活を守るため、より効果的・集中的な防災都市づくり推進の方針を示すことを目的に、平成７年度に防災都市づくり推進計画〈基本計画〉、平成８年度に同〈整備計画〉を策定しました。

平成 12 年 12 月、東京都震災対策条例が制定され、その第 13 条の中で、防災都市づくりに関する計画を策定することが義務付けられました。計画では、①防災都市づくりに関する施策の指針、②地域特性に応じた整備の方針及び整備地域の指定、③重点整備地域等の指定について定めています。

平成７年度の防災都市づくり推進計画の策定後、３度の改定（平成 16 年３月、平成 22 年１月及び平成 28 年３月）を行いながら、市街地の防災性の向上に取り組んできました。その後、いつ発生してもおかしくない大地震から、都民や首都機能を守るため、最新の地域危険度等の測定調査やこれまでの取組の成果や課題を踏まえた効果的な施策を展開し、早期に市街地の防災性を確保するために、令和２年３月に基本方針を改定し、令和３年３月に整備プログラムを改定しました。

(1)　地域危険度測定調査

地域危険度測定調査は、東京都震災対策条例第 12 条第１項及び同施行規則第５条に基づき、地震災害に強い防災都市づくりの指標として、震災対策事業を優先的に実施する地域を選択する際の参考とするほか、地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚を図る目的で、おおむね５年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に測定調査及び研究し、その結果を同条例第 12 条第３項により都民に公表しています。

調査の内容は、都内の市街化区域全域を対象に、町丁目ごとに地震に対する危険性を地盤特性、建物の構造や築年数、火災の発生、延焼の危険性などの面から測定し、危険の度合い（被害の受けやすさ）に応じて、ランク１(低い)からランク５（高い）までの５段階で評価するものです。

調査の公表は、昭和 50 年に区部第１回、昭和 55 年に多摩地域第１回、昭和 59 年に区部第２回、昭和 62 年に多摩地域第２回、平成５年に区部・多摩地域を同時に第３回（以後一本化）、平成 10 年に第４回、平成 14 年に第５回、平成 20 年に第６回、平成 25 年に第７回、平成 30 年に第８回、令和４年に第９回を公表しています。

第９回の調査では、都内 5,192 町丁目について、各地域における地震に対する危険性を建物倒壊・火災の二つの側面から測定し、全町丁目の危険度を１から５までのランクに分けて相対的評価として危険度を測定しました。また、地震時の避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を表す指標として、道路基盤などの整備状況に基づき災害時活動困難係数を算出し、これを建物倒壊危険度と火災危険度に加味して、総合危険度を測定しました。

第３－43 図　第９回地域危険度測定調査のフロー

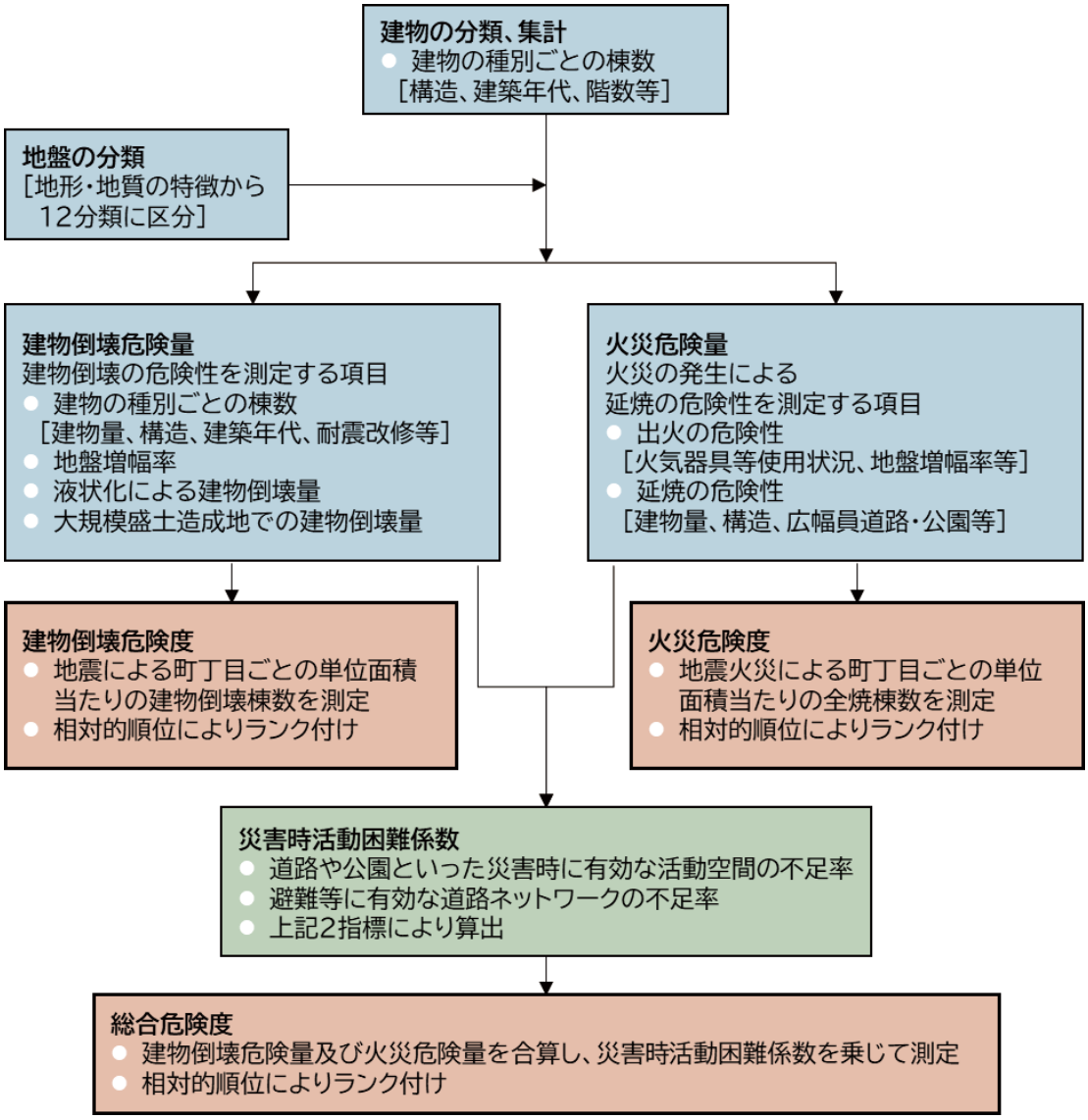

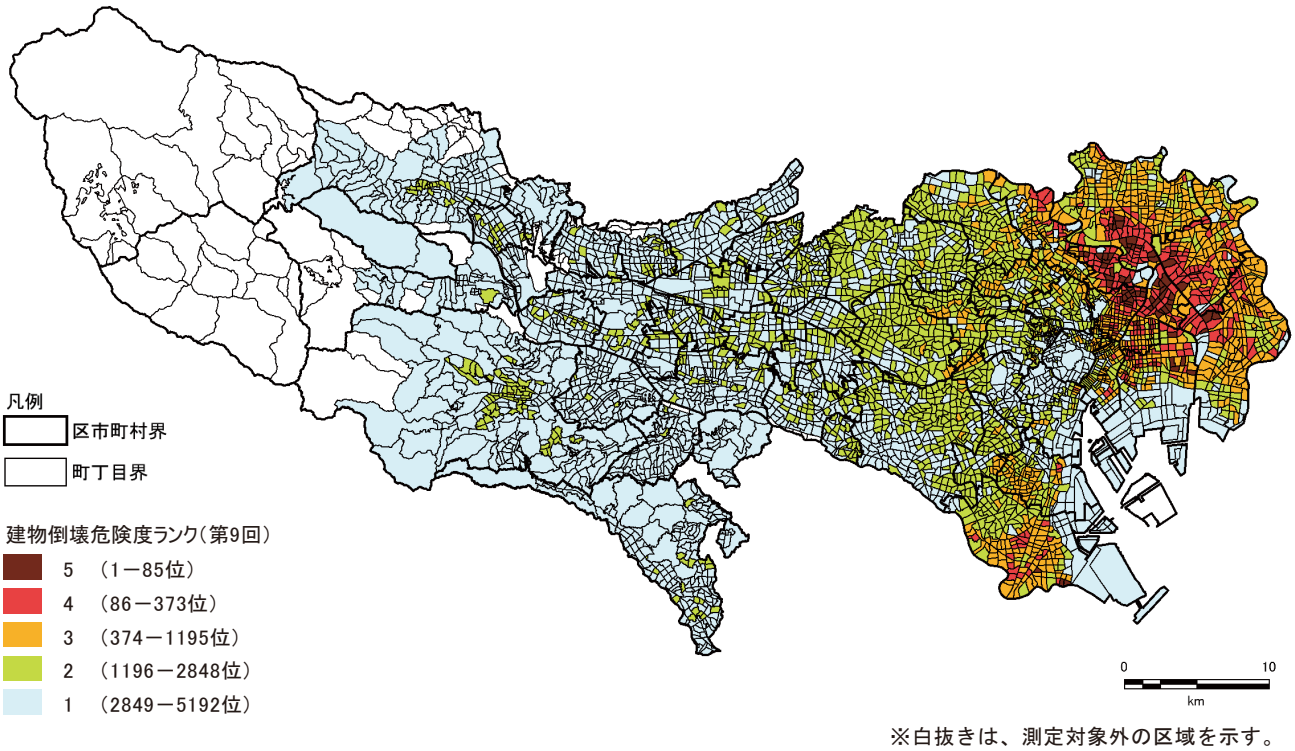

※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

第９回 建物倒壊危険度ランク図

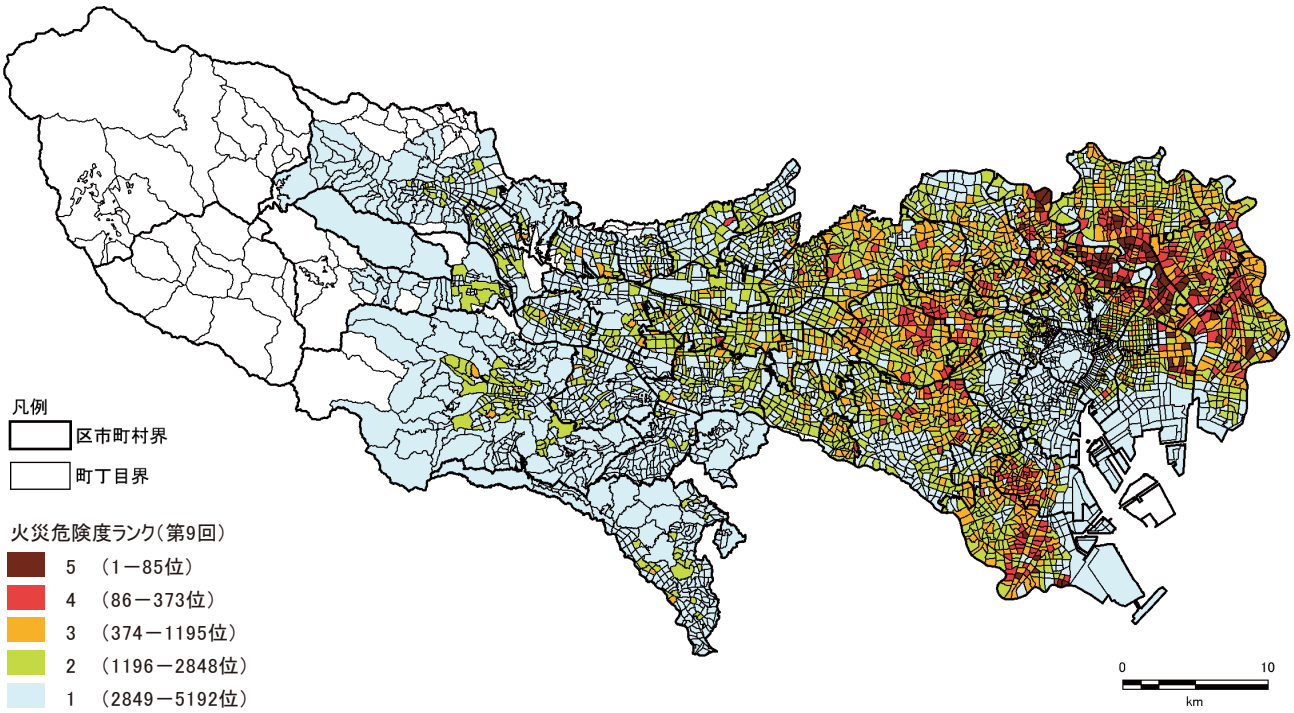

※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

第９回 火災危険度ランク図

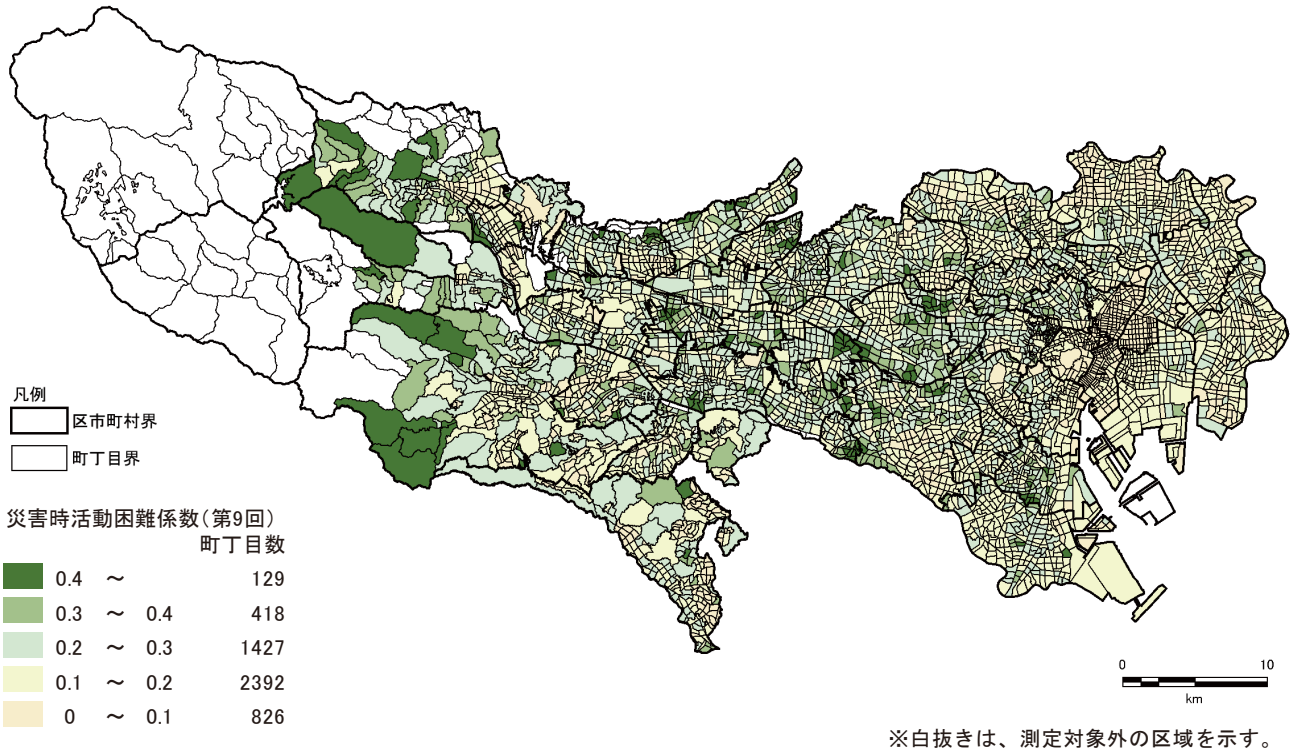

※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

第９回 災害時活動困難係数図

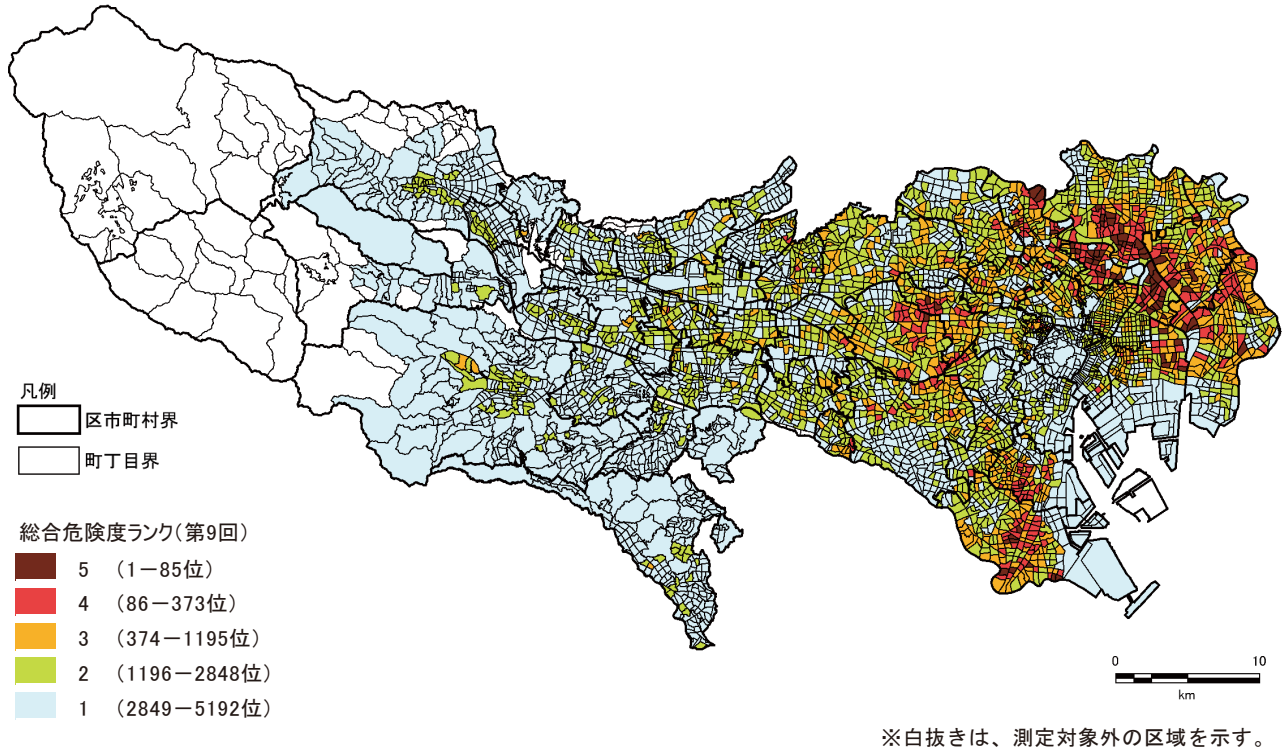

※白抜きは、測定対象外の区域を示す。

第９回 総合危険度ランク図

(2) 防災都市づくり推進計画

東京都は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「防災都市づくり推進計画」を平成７年度に策定（平成 16 年 3 月、平成 22 年１月及び平成 28 年 3 月）し、市街地の防災性向上に取り組んできました。その後の首都直下地震発生の切迫性の指摘、地域危険度測定調査の最新の調査結果等を踏まえ、災害に強い東京の早期実現を目指し、令和２年３月に基本方針を改定し、令和３年３月に整備プログラムを改定しました。

（計画の目的・構成）

本計画は、東京都震災対策条例第 13 条の規定に基づき、震災時の被害拡大の防止や都市構造の改善に関する諸施策の推進を目的として定めています。その内容は、施策の基本的な方向や整備地域等を定めた「基本方針」と、具体的な整備計画等を定めた「整備プログラム」で構成されています。

（対象区域・計画期間）

本計画は、東京都内の市街化区域（23 区 28 市町）を対象とし、木造住宅密集地域が連なる地域を中心とした 23 区及び多摩地域の７市（武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、西東京市及び狛江市）について防災生活圏を設定しています。計画期間は、基本方針が令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間、整備プログラムが令和３年度から令和７年度までの５年間となっています。

（基本的な考え方）

防災都市づくりの基本的な考え方は以下のとおりです。

１）延焼遮断帯の形成及び緊急輸送道路の機能確保

２）安全で良質な市街地の形成

３）避難場所等の確保

延焼遮断帯とは、地震に伴う市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間で、対象区域全体で 1,681km を設定しています。

また、地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域、28 地域・約 6,500ha を整備地域として指定しているほか、整備地域のうち、特に防災都市づくりに資する事業を重点的かつ集中的に実施する地域、52 地区・約 3,350 ha を重点整備地域（不燃化特区）として指定しています。

（不燃化特区制度と特定整備路線の取組）

木造住宅密集地域の改善を一段と加速させるため、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」を平成 23 年度に立ち上げ、特別な支援により不燃化を推進する不燃化特区と、延焼遮断帯を形成する主要な都市計画道路である特定整備路線の整備を一体的に進めてきました。令和２年３月の基本方針改定により、これらの取組を５年間延長し、引き続き、整備地域の不燃化を強力に推進していくこととしています。**参照：＜トピック＞不燃化特区制度・特定整備路線の取組（125 ページ）**

第３－44図　市街地のゾーニング図

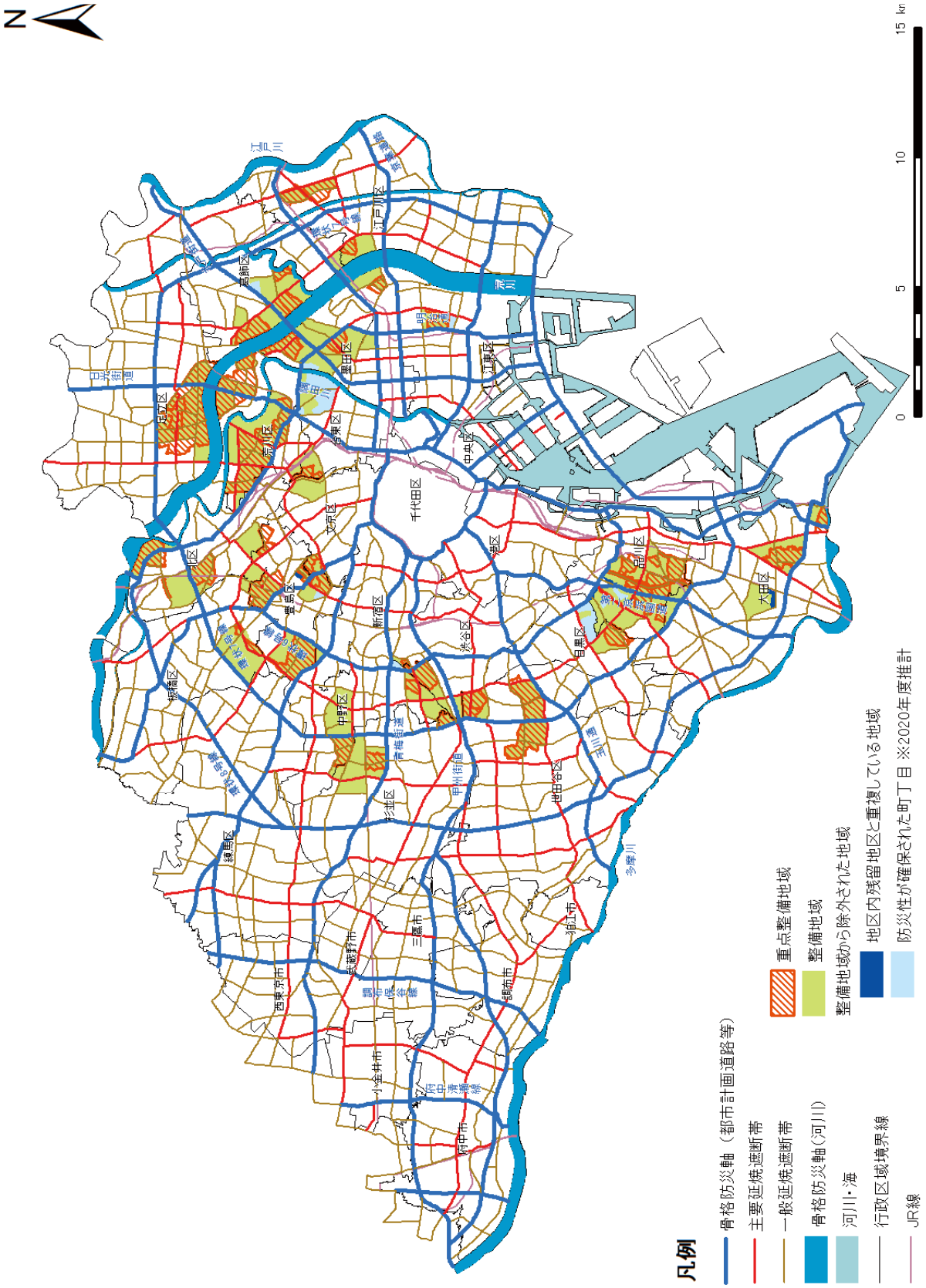

【整備地域・重点整備地域・延焼遮断帯】

(3)　都市の事前復興の取組

都は、首都直下地震等への事前の対応として、「防災都市づくり」に加え、被災後の迅速かつ計画的な都市復興に向け、都市復興のあり方や手順、執行体制をあらかじめ検討し、都民等と共有を図る「都市の事前復興」の取組を進めています。

ア　都市復興の理念、目標及び基本方針（都市復興のあり方）

都は、首都直下地震等の被災時における迅速で計画的な都市復興に向け、あらかじめ都民と行政が震災復興時の都市づくりのあり方を共有しておくため、平成 13 年度に「震災復興グランドデザイン」を策定し、その中で「復興時の理念、目標及び基本方針」を示しました。

その後、全国各地で発生した大災害の教訓等を考慮するとともに、都民、学識経験者などの意見を踏まえ、令和元年６月に、改めて「都市復興の理念、目標及び基本方針（以下「本基本方針等」という。）」を策定しました。

本基本方針等は、東京が、地震や豪雨、暴風、火山噴火などによる自然災害等により被害を受けた場合に、都市復興の方針・計画の策定や事業を実施する際の指針として活用するものです。

イ　東京都震災復興マニュアル（復興手順や執行体制）

平成７年１月の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、震災復興対策をあらかじめ準備しておくため、都は行政の行動指針として平成９年５月に「都市復興マニュアル」と平成 10 年１月に「生活復興マニュアル」を策定しました。平成 15 年３月にこれらを統合して「東京都震災復興マニュアル」とし、都民向けの「復興プロセス編」と行政職員向けの「復興施策編」の２部構成としています。その後、平成 28 年３月には、東日本大震災後の法整備等や各種災害対応等の経験を踏まえ、修正しました。さらに、令和３年３月には、平成 28 年４月の熊本地震以降の一連の自然災害での対応から得た教訓や新たな知見を参考にしながら検討し、必要な見直しを行いました。

復興プロセス編では、被災後の復興においては、被災者自らが立ち上がる「自助」、地域の人々が互いに支えあう「共助」（＝地域力）、これらの活動を支援する「公助」の三つの働きが互いに連携し、協力し合うことが重要であると位置付け、阪神・淡路大震災等において復興の原動力となった地域力をいかした「地域協働復興」を推進していくことを示しています。

復興施策編では、行政が実施する分野別の具体的な行動指針を明らかにしており、第１章：復興体制の構築、第２章：都市の復興、第３章：住宅の復興、第４章：くらしの復興、第５章：産業の復興で構成され、特に、第２章では、被災から復興事業までを５段階に区分し、タイムスケジュールに合わせて、復興の手順を 11 項目に分けています。（第３－45 図）

第３－45 図　都市復興のプロセス

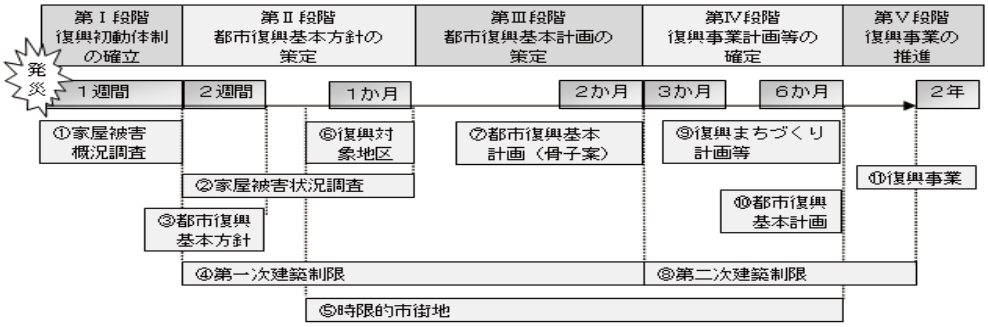

（参考）建築制限

手順④　第一次建築制限

復興に当たり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合に、建築の制限区域を設定します。

建築基準法第 84 条の規定に基づき、発災から１か月に限り区域内における建築物の建築を制限又は禁止することができる。さらに、１か月を超えない範囲内（発災から２か月）において期間を延長することができる。

手順⑧　第二次建築制限

第一次建築制限期間内に復興都市計画の決定に至らず、更に検討を要する区域について建築の制限を行う。被災市街地特別措置法第５条の規定に基づき、被災市街地復興推進地域と建築制限期間を都市計画に定める（建築制限期間は、最長発災から２か年）。

ウ　都民への普及啓発

「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「東京都震災復興マニュアル」については、作成するだけでなく、都民等が理解し、共有することが重要です。

都は、震災後の復興まちづくりの在り方について都民とともに考えることを目的に、都民参加型の「震災復興シンポジウム（都市の事前復興シンポジウム）」を平成 12 年度から毎年度開催しています。学識経験者や震災復興経験者等による基調講演、都からの報告（マニュアルの説明等）やパネルディスカッションにより都市の事前復興について考える場を設けています。

また、毎年行われる、総合防災訓練、防災展や耐震キャンペーンにおいて、事前復興に関するパネル展示やＤＶＤ上映等を通じ、都民への普及啓発を図っています。

さらに、平成 31 年４月に、民間団体や区市町村による、都民等が都市復興プロセスを学ぶセミナー、ワークショップ等の開催を支援するため、補助制度（地域協働復興の普及啓発事業）を創設し、令和３年まで実施しました。

エ　都市復興に係る訓練（行政職員の実務能力の向上）

都及び区市町村職員も、「都市復興の理念、目標及び基本方針」や「東京都震災復興マニュアル」に示された復興手順の習熟を図り、都市復興に関する意識向上を目的として、毎年、四つの訓練を実施しています。なお、コロナ禍での感染拡大を防止するため、令和２年度より訓練は全て WEB 会議形式により実施しています。

１）家屋被害概況調査訓練（平成 10 年度～）

「東京都震災復興マニュアル」において、区市町村職員は、被災直後から、都市復興に係る方針作成等のための基礎データとなる家屋被害概況を調査した上で、都に送付し、都がＧＩＳにより図化してとりまとめることになっています。

このため、被災直後から迅速に行動できるようにするため、都と区市町村職員を対象として、家屋被害概況調査の訓練を実施しています。

２）広域都市復興訓練（平成 29 年度～）

都職員を対象として、「東京都都市復興基本方針」及び「東京都都市復興基本計画」を作成するまでの図上訓練を実施しています。

３）都市復興訓練（平成 10 年度～）

区市町村職員を対象とし、毎年、異なる対象地区で被災状況を設定し、復興まちづくり計画（案）の作成等を行う図上訓練を実施しています。平成 28 年度からは、都の職員も、区市町村職員の作成した計画（案）等について、広域的調整の役割で参加しています。

４）復興まちづくり実務者養成訓練（平成 28 年度～）

近年の大災害の教訓から、迅速かつ計画的な都市復興を実現するためには、地域レベルの事前復興の取組を推進させることが重要となります。事前に地域の復興まちづくり計画について、住民と共有、課題解決しておくことによって被災した際に迅速に復興を進めることが可能になります。

こうした地域レベルの復興計画の作成や復興まちづくり訓練を企画・運営できる区市町村職員を養成するための研修・訓練を実施しています。

オ　区市町村における都市の事前復興の取組促進

都市復興に当たっては、各区市町村が地域の特性を踏まえた独自の震災復興マニュアルを備えておく必要があり、都は平成 21 年３月に「区市町村震災復興標準マニュアル」を作成（平成 29 年３月修正）しました。

また、都は、区市町村に対して事前復興の取組の強化に向けた検討を支援するとともに、区市町村の担当者や地域住民への意識啓発の強化を図りながら、事前復興の認知度を高めていく取組を推進するため、平成 27 年３月に「市街地の事前復興の手引」を作成しました。「東京都震災復興マニュアル」が復興の手順と役割分担等を決めているのに対し、この手引はマニュアルを運用した事前準備についてまとめたものです。

なお、各区市町村のこれまでの取組状況には違いがあることから、それぞれの現状を踏まえ、以下のような到達点を目安として設定することにより、施策の推進を図りながら取り組んでいきます。

レベル１　⇒　各区市町村独自の震災復興マニュアルの作成に向けた検討に取り組む。

レベル２　⇒　上記作成後は、地域主体の復興まちづくり訓練の実施に向けた検討に取り組む。

レベル３　⇒　復興まちづくり訓練の拡充を図るとともに、検討の成果を地区計画等に位置付けるなど、活用方法の検討に取り組む。

さらに、平時から地域住民等との連携を促進するため、先述した、区市町村職員向けの訓練や令和５年度より創設された国土交通省都市局所管の社会資本整備総合交付金交付対象事業による事前復興計画の策定に向けた支援等を実施していきます。

2　防災都市づくりの施策

(1)　防災街区整備方針

防災街区整備方針は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成９年法律第 49 号。以下この章において「密集法」という。）及び都市計画法の規定に基づき、防災上危険性の高い木造住宅密集地域について、各種事業及び都市計画等の活用により、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るために定めるマスタープランです。

方針には、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の区域を「防災再開発促進地区」、延焼防止・避難機能を確保するために整備すべき道路、公園等を「防災公共施設」として指定し、整備に関する計画の概要等を示しています。

防災再開発促進地区では、延焼等危険建築物の除却勧告や都市再生機構の活用等が可能となるほか、建替計画の認定による共同建替補助等の補助事業が拡充されます。

また、都市施設として整備すべき防災公共施設に関する都市計画に施行予定者、事業着手予定日等を定めることにより早期整備を図ることができます。

令和５年４月１日現在、防災再開発促進地区を 99 地区約 6,191ha、防災公共施設を 355 か所指定しています。

(2)　木造住宅密集地域整備事業

都市の防災性を向上させ都民の生命や財産を守るためには、老朽化した木造住宅が密集しており、防災上の危険性や住環境上の課題を抱えている木造住宅密集地域の改善が重要です。

このため都では、区市町村と連携し、防災都市づくり推進計画に定める整備地域等において、木造住宅密集地域整備事業を実施しています。

この事業は、老朽建築物の除却や建替えを促進するとともに、生活道路や防災公園などの公共施設を整備し、地区の防災性と居住環境の向上を総合的に図ることを目的としています。

令和５年４月現在、18 区 49 地区約 2,552.9ha で事業を実施しています。

参照：第３－46 表　木造住宅密集地域整備事業実施地区一覧表（160 ページ）

(3) 都市防災不燃化促進事業

大地震による火災から住民の生命及び財産を守ることは重要なことです。それには、都市を不燃化して市街地火災の防止及び災害時の避難の安全化を図ることが必要です。そこで、東京都と特別区は、昭和 55 年度から、都市防災不燃化促進事業を実施しています。

この事業は、防災上必要な骨格防災軸等の延焼遮断帯及び避難地、避難路の周辺を「不燃化促進区域」に指定し、この中で耐火建築物等を建築する者に対して、建築費の一部を助成することにより不燃化を促進し、市街地火災の拡大を防止するとともに、避難者を火災のふく射熱から守ることを目的としています。おおむね 10 年間で不燃化促進区域内の不燃化率をおおむね 70%にすることを目指して事業を推進します。

なお、令和５年４月現在の事業実績は、事業地区 123 地区、1696.3ha、うち事業終了地区は 83 地区、1469.8ha となっています。

参照：第３－47 表　都市防災不燃化促進事業実施地区一覧表（161 ページ）

○　助成を受けられる者　……　不燃化促進区域内で２階建て以上かつ高さが７ｍ以上の耐火建築物又は準耐火建築物を建築する者

○　助成金の額　……　建築物の３階までの床面積の合計に応じ、建築費の一部を特別区が助成する。その他に、従前建物を除却した場合の除却助成費、引っ越しに伴う仮住居助成費、動産移転助成費、移転雑費助成費等を助成する。

都は事業を実施する特別区に対し、事業費の一部を次のとおり補助する。

補助項目	国	都	区
不燃化促進調査	１／３	１／３	１／３
建築助成費	１／２	１／４	１／４
除却助成費	１／２	１／４	１／４
仮住居助成費	１／２	１／４	１／４
動産移転助成費	１／２	１／４	１／４
移転雑費助成費	１／２	１／４	１／４
住宅型不燃建築物助成	１／２	１／４	１／４

＜事業イメージ＞

【避難路型】

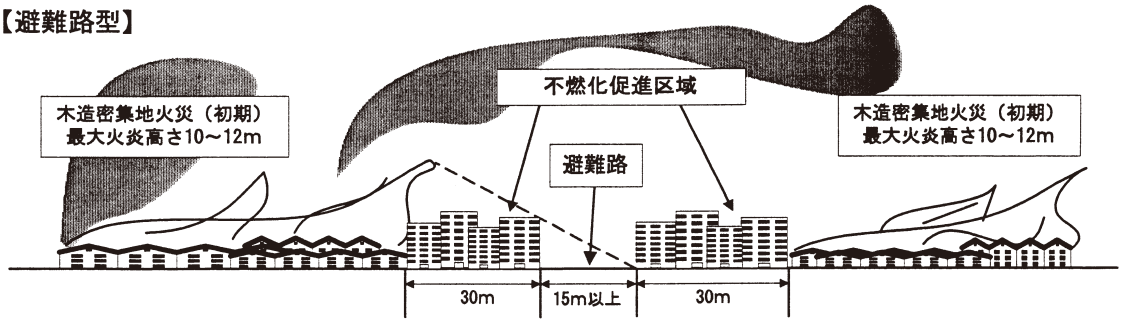

○　地域防災計画に定められた避難路の沿道おおむね 30ｍの区域を不燃化することにより、市街地火災によるふく射熱から通行する避難者を保護

【避難地型】

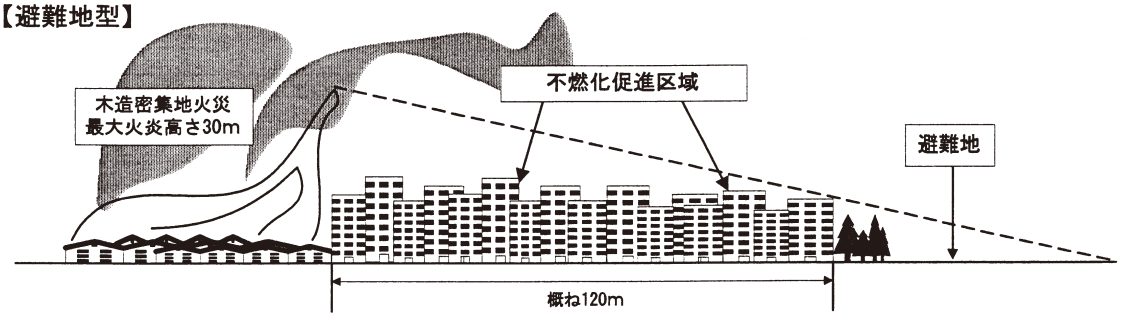

○ 地域防災計画に定められた避難地の周辺おおむね 120mの区域を不燃化することにより、市街地火災によるふく射熱から、避難地に滞留する避難者を保護

【延焼遮断帯型】

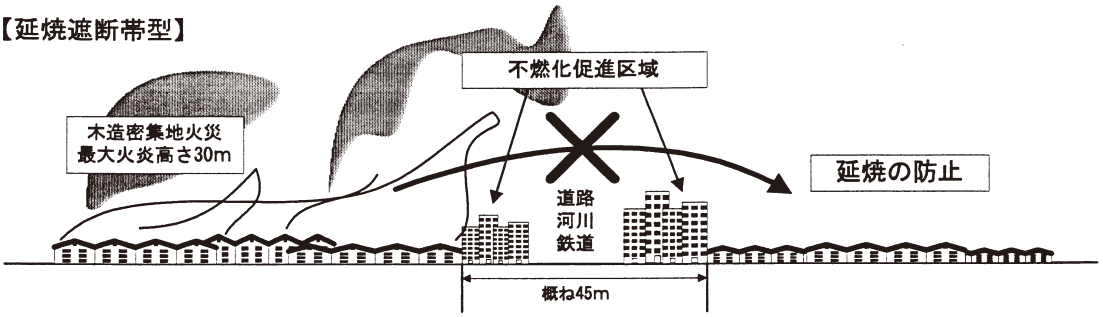

○ 地域防災計画に定められた延焼遮断帯の骨格となる幹線道路等の幅員と合わせておおむね 45mの区域を不燃化することにより、隣接するブロックへの延焼拡大を防止し市街地火災に対する安全性を確保

【特定地区防災施設型】

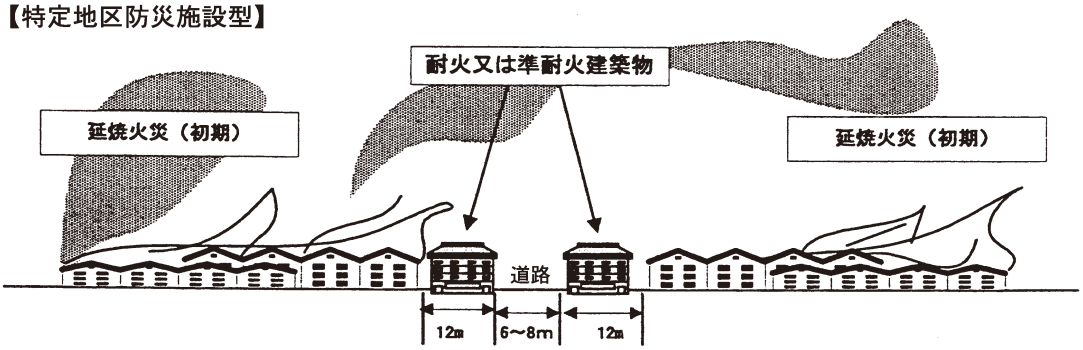

○ 密集法に基づく特定地区防災施設の周辺おおむね 12m（１宅地分）の区域を不燃化することにより、初期火災に対する１～２時間程度の延焼防止と避難時間の確保

(4)　整備地域不燃化加速事業

地域危険度が高く、かつ、老朽化した木造建築物が特に集積するなど、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を整備地域として指定しているほか、整備地域のうち、特に防災都市づくりに資する事業を重点的かつ集中的に実施する地域を重点整備地域（不燃化特区）として指定しています。

本事業は、整備地域のうち、重点整備地域を除く地域（約3,500ha）の不燃化を加速するため、事業主体となる区に対して、令和５年度から３年間の時限措置として、都が費用の一部を助成しています。事業の実施においては、区が町丁目単位に施行地区を設定し、木密地域の再生産を防止するため、以下の２つの要件に該当することとしています。

① 建築敷地の細分化のおそれがないこと

② 老朽建築物除却後の建替え建築物が耐火建築物等又は準耐火建築物等であること

都は、本事業において、老朽建築物の除却や建替えに向けた助成等を実施するとともに、体制強化のための仕組みづくり、専門家派遣、ノウハウ提供などにより区の取組を支援し、市街地の不燃化を強力に推進しています。

○助成金の額　……都は事業を実施する特別区に対し、事業費の一部を次のとおり助成する。

区分			都	区
老朽建築物除却等支援費			1/2	1/2
建替え促進支援	共同建替え	建築設計費	1/2	1/2
		共同施設整備費	1/2	1/2
	戸建建替え	建築設計費	1/2	1/2
事業推進費			1/2	1/2

(5)　避難場所・地区内残留地区・避難道路の指定

震災時においては、まず、行政と住民が一体となって、出火防止、初期消火活動等のために全力を尽くすことが重要です。しかし、地震火災が拡大し、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要です。

このような事態に備えて、東京都はあらかじめ区部の避難場所・避難道路等を、震災対策条例第47条第１項及び第48条に基づきそれぞれ指定しています**（第３－48図 避難場所、地区内残留地区及び避難道路図（令和４年度改定）及び第３－49表 避難場所及び地区内残留地区名一覧表（令和４年度改定）参照）**。

なお、多摩の市町については、各市町で、地域の実態を踏まえ独自に指定を行っています。

（避難場所）

避難場所の指定に当たり、主な要件は以下のとおりです。

●震災時火災のふく射熱に対して安全な面積（以下「避難有効面積」という。）を一定規模以上有すること。

●主な土地利用が、公園・緑地、住宅団地、学校、運輸関連施設、供給処理施設、寺社・墓園、遊園地、運動施設等であること。

避難場所の収容人員は、避難有効面積に対して、１人当たり１㎡を確保することを原則とし、地区ごとに割り当てています。地区割当には、町丁、町内会、自治会区域等を考慮しています。

令和４年７月に改定を行い、221 か所の避難場所を指定しています。

（地区内残留地区）

地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても、地区内に大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区については、地区内残留地区に指定しています。

令和４年７月に改定を行い、40 地区の地区内残留地区を指定しています。

（避難道路）

避難場所への避難方法は、任意の経路を利用しての避難が原則ですが、避難場所までの距離が約３㎞以上の地域又は火災による延焼の危険性が著しい地域には、避難道路を指定しています。これは、主要な避難経路をあらかじめ明らかにすることによって、安全で円滑な避難を誘導するためです。

令和４年７月の避難場所の改定に伴い、避難場所 11 か所について 13 系統、57 路線、総延長約 49 ㎞を指定しています。

なお、避難道路は、原則として幅員 15ｍ以上（ただし、該当する道路がない場合は幅員 7.5ｍ以上）を指定しています。

第３－48 図

避難場所、地区内残留地区及び避難道路図（令和４年度改定）

第３－49 表　避難場所及び地区内残留地区名一覧表

（令和４年度改定）

番号	避難場所名	番号	避難場所名	番号	避難場所名
6	晴海地区	94	都営滝野川三丁目団地一帯	176	白鷺一丁目地区
7	迎賓館一帯	95	十条台・北区中央公園一帯	177	都営幸町アパート一帯
8	芝公園・慶応大学一帯	96	荒川自然公園一帯	178	千寿第八小学校一帯
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	179	都立江北高校一帯
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	98	高島平二・三丁目地区	180	竹の塚第一団地一帯
14	有栖川宮記念公園一帯	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯
15	青山墓地一帯	100	公社向原住宅一帯	182	フレール西新井中央公園一帯
16	戸山公園一帯	101	城北中央公園一帯	183	江北平成公園一帯
17	明治神宮外苑地区	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	184	区役所・青戸団地一帯
18	新宿御苑	103	石神井公園一帯	185	江戸川清掃工場一帯
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	104	上石神井アパート一帯	186	多摩川河川敷・二子橋一帯
20	百人町三・四丁目地区	105	大泉中央公園一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
21	六義園	106	舎人公園一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯
22	東京大学	109	東綾瀬団地一帯	189	井草八幡宮一帯
23	後楽園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	190	都営保木間第５アパート一帯
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	191	総合スポーツセンター一帯
26	護国寺一帯	112	水元公園	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
27	谷中墓地	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
28	上野公園一帯	114	都営高砂団地一帯	194	セシオン杉並・妙法寺一帯
29	大島・北砂団地一帯	115	奥戸運動場	195	目白台運動公園付近一帯
32	公社南砂二丁目団地一帯	116	新四ツ木橋地区東岸	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	117	篠崎公園	197	栗原団地一帯
36	猿江恩賜公園一帯	118	江戸川南部一帯	198	竹の塚小学校一帯
37	品川区役所一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯
38	大井ふ頭一帯	120	グリーンパーク	200	区立第十四中学校一帯
39	大井競馬場・しながわ区民公園	122	白鬚東地区	201	区立舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯
40	駒場東大一帯	123	都営文花一丁目住宅一帯	202	区立北鹿浜小学校一帯
41	中目黒公園一帯	124	清澄庭園	203	都営花畑第４アパート一帯
42	世田谷公園一帯	125	東京海洋大学一帯	204	宮城ファミリー公園・江南中学校一帯
43	東京工業大学	126	亀戸中央公園	205	ハートアイランド新田一帯
44	平和島地区	127	都営東砂二丁目住宅一帯	206	西新井駅西口地区一帯
45	昭和島野球場一帯	128	玉川野毛町公園一帯	207	都営南田中アパート
46	森ケ崎公園	129	王子五丁目団地一帯	208	練馬総合運動場公園一帯
47	東京国際空港天空橋周辺	130	中台三丁目地区	209	東京学芸大学附属世田谷小･中学校一帯
48	萩中公園	131	江北六丁目団地一帯	210	都立足立高校一帯
49	旧蒲田電車区周辺一帯	132	花畑団地一帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス一帯
50	池上本門寺一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	212	落合中央公園一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	135	木場公園一帯	213	本五ふれあい公園一帯
54	日本大学文理学部一帯	136	都立尾久の原公園一帯	214	太子堂円泉ヶ丘公園・三宿の森緑地一帯
55	羽根木公園一帯	137	中川公園一帯・大谷田団地一帯	215	おとめ山公園地区一帯
56	昭和女子大学一帯	138	新川ツインビル地区	216	桃井原っぱ公園一帯
57	駒沢オリンピック公園一帯	139	佃リバーシティ地区	217	東京理科大学一帯
58	都立園芸高校	140	両国地区	218	大崎駅西口地区一帯
59	砧公園・大蔵運動公園一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	219	洗足池公園一帯
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	142	成城学園一帯	220	東京電機大学一帯
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	143	蚕糸の森公園一帯	221	あかつき公園一帯
62	第一生命グランド一帯	144	飛鳥山公園	222	江戸川スポーツランド周辺一帯
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯	145	北運動公園一帯	223	亀有一丁目一帯
64	明治神宮・代々木公園一帯	146	都立汐入公園一帯	224	千住大橋駅地区一帯
65	青山学院・実践女子学園一帯	147	武蔵大学	225	私学事業団総合運動場
66	聖心女子大学一帯	148	豊島園	226	小菅東スポーツ公園
67	江古田の森公園一帯	149	上千葉砂原公園一帯	227	都立江戸川高校一帯
68	哲学堂公園一帯	151	小石川植物園	228	南砂三丁目公園一帯
69	コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地	229	新河岸東公園一帯
70	中野区役所一帯	153	墨田区役所・隅田公園広場一帯	230	東京成徳学園・神谷堀公園一帯
71	公社鷺宮西住宅一帯	154	錦糸公園	231	堀船地区一帯
73	明大和泉校舎一帯	155	立花一丁目団地一帯	232	赤羽北地区一帯
74	和田堀公園（東地区）一帯	156	林試の森公園	233	浮間一丁目地区
75	善福寺川緑地･和田堀公園（西地区）一帯	157	戸越公園一帯	234	浮間小学校・浮間三丁目団地地区
77	シャレール荻窪一帯	158	恵比寿ガーデンプレイス	235	城北公園一帯
78	柏の宮公園一帯	159	国士舘大学一帯	236	都営平井アパート一帯
79	高井戸駅一帯	160	きたみふれあい広場一帯	237	荒川工業高校一帯
80	高井戸公園一帯	161	学芸大学附属高校一帯	238	駒場地区
82	上井草スポーツセンター一帯	162	鳥山北住宅・日本女子体育大学一帯	239	都営成増五丁目第２アパート一帯
83	染井墓地・駒込中学校一帯	163	井草森公園一帯	240	日本郵政・高井戸東小学校一帯
84	雑司ヶ谷墓地	164	平和の森公園一帯	241	南六郷中学校周辺一帯
85	豊島区立総合体育場一帯	165	東京大学附属中等教育学校一帯	242	大森第八中学校・マチノマ大森周辺一帯
86	学習院大学	166	隅田公園一帯	243	東京学芸大学附属大泉小学校一帯
87	立教大学	167	清水坂公園一帯	244	区立二子玉川公園
88	荒川河川敷一帯	168	船堀一丁目住宅一帯	245	都営扇三丁目第２アパート一帯
89	桐ケ丘・赤羽台・西が丘地区	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯	246	曳舟駅周辺一帯
90	豊島五丁目団地一帯	170	行船公園・宇喜田住宅一帯	247	JT周辺一帯
91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	174	天王洲アイル周辺	248	区立代々木大山公園・製品評価技術基盤機構一帯
93	北区防災センター・旧古河庭園一帯	175	都立武蔵丘高校一帯		

番号	地区内残留地区名
301	千代田区、秋葉原、上野地区
302	西新宿地区
303	池袋地区
304	渋谷地区
305	五反田地区
306	銀座、日本橋周辺地区
307	東新橋、海岸地区
308	芝浦地区
309	港南地区
310	若洲地区
311	港南、東品川地区
312	海岸地区
313	青海、東八潮、台場地区
314	新木場、夢の島地区
315	新砂地区
316	豊洲地区
317	有明、東雲地区
318	赤坂、六本木地区
319	新橋、芝地区
320	新富町、築地地区
321	日本橋浜町、箱崎地区
322	八潮、東海、城南島地区
323	昭和島地区
324	京浜島地区
325	羽田空港地区
326	錦糸町地区
327	辰巳、潮見、枝川地区
328	西葛西地区
329	入谷地区
330	高島平地区
331	勝島地区
332	平和島地区
333	南千住地区
334	蒲田地区
335	元赤坂地区
336	中央防波堤埋立地地区
337	青山、麻布地区
338	勝どき5～6丁目、豊海町地区
339	青葉台、目黒地区
340	新川地区

(6) まちづくりの機会を捉えた無電柱化

昨今、台風などの自然災害がもたらす電柱倒壊により、道路閉塞や長期にわたる大規模停電が発生するなど、無電柱化の防災上の重要性が更に高まっている状況です。

このため、「無電柱化加速化戦略」及び「東京都無電柱化計画」（５か年の整備計画含む）に基づき、土地区画整理事業や木密地域における防災生活道路の整備や宅地開発無電柱化推進事業への財政的支援を行っています。

さらに、まちづくりにおける無電柱化が標準仕様になることを目指し、都が補助する市街地整備事業や開発行為における無電柱化の義務化に向けた取組を行っています。また、木密地域では、震災時における避難や消火救援活動をより効果的に進めるために、特に区道等に連なる私道等の無電柱化を推進する必要があることから、整備地域、重点整備地域及び防災再開発促進地区において、区及び私道等の土地所有者に対し支援を行っています。

(7) 東京都建築安全条例による防火規制（新たな防火規制）

木造密集地域における木造建築物の再建築を防ぎ、災害時のまちの安全性を高めるため、平成15年３月、東京都建築安全条例に耐火性能の高い準耐火建築物へ誘導する新たな防火規制を制定しました（第７条の３）。

ア　規制の区域

東京都震災対策条例で定める整備地域やその他の災害時の危険性が高い地域で、知事が指定する区域です。

令和５年４月１日現在、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、江戸川区、練馬区及び三鷹市（19 区１市）のそれぞれ一部、約 7,104ha が規制する区域として指定されています。

イ　規制の内容

（ア）原則として、全ての建築物は、準耐火建築物又は準耐火建築物並みの延焼防止性能を有する建築物以上（一定の技術的基準に適合する建築物は除く。）としなければなりません。

（イ）そのうち、延べ面積が 500 ㎡を超えるものは、耐火建築物又は耐火建築物並みの延焼防止性能を有する建築物としなければなりません。

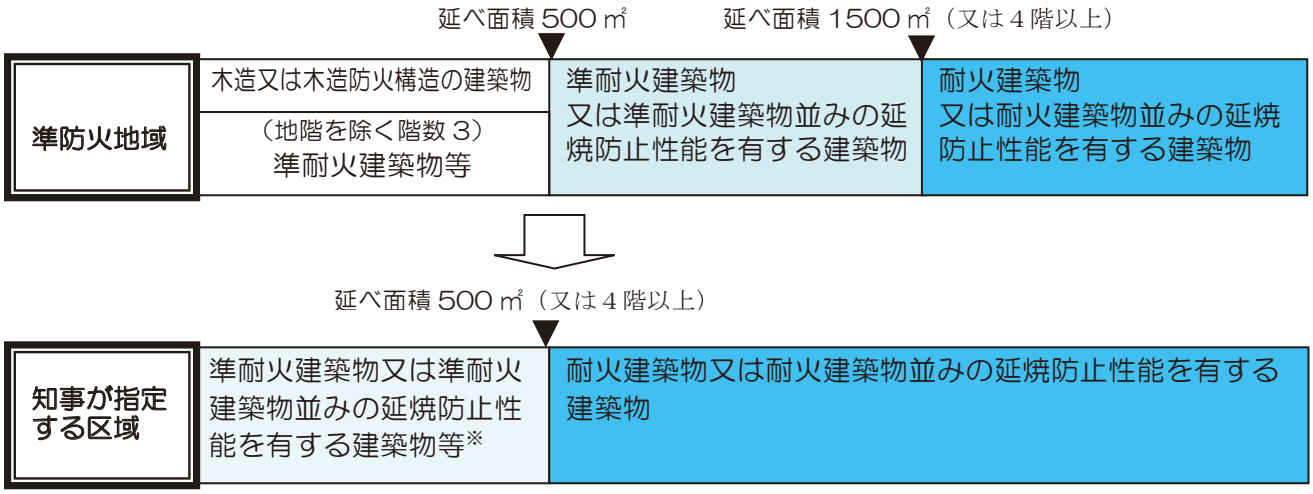

※小規模な附属建築物等には、除外規定があります。

ウ　規制区域の拡大

令和３年３月に改定した防災都市づくり推進計画〈整備プログラム〉において、「不燃化の状況や住宅の密度が木造住宅密集地域と同等である地域」を位置付け、防火規制を促していくとしており、引き続き、地元区市の意見を十分に聴き、規制区域を拡大することを予定しています。

(8) 建築物の耐震化・防災ボランティア

ア　東京都耐震改修促進計画

首都直下地震の切迫性が指摘されるなか、都は、平成 19 年３月に「東京都耐震改修促進計画」を策定しました（最終改定：令和５年３月）。計画では、耐震化率の目標等を定めるなどとともに、以下のとおり重点的な取組を実施しています。

（ア）緊急輸送道路沿道建築物の耐震化

地震発生時に閉塞を防ぐべき道路として、東京都地域防災計画に定める緊急輸送道路の全路線を指定し、平成 20 年度から沿道建築物の耐震化促進に向けた事業を実施しています。

中でも、避難や救急・救命活動、緊急物資輸送の大動脈となる緊急輸送道路については、建物の倒壊による道路閉塞を防止することが重要です。そのため、平成 23 年４月には「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、緊急輸送道路のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路を特定緊急輸送道路に指定し、その沿道建築物の所有者等に耐震診断等を義務付けました。あわせて、助成制度やアドバイザー制度等の支援策も充実させ、耐震化に取り組んでいます。

①　条例の概要

○　特定緊急輸送道路の指定（平成 23 年６月 28 日指定、令和５年３月 31 日一部解除）

緊急輸送道路約 2,000km のうち特に沿道の建築物の耐震化を推進する必要のある道路を特定緊急輸送道路に指定

○　耐震化状況報告義務　（平成 23 年 10 月１日指定）

次のいずれにも該当する建築物（特定沿道建築物）の所有者等に、耐震診断や耐震改修の実施状況等についての報告を義務付け

・　敷地が特定緊急輸送道路に接する建築物

・　昭和 56 年５月以前に新築された建築物（旧耐震基準）

・　道路幅員のおおむね２分の１以上の高さの建築物（右図）

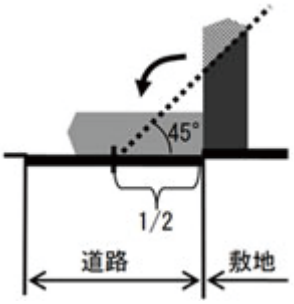

○　耐震診断実施義務（平成 24 年４月１日から）

・　特定沿道建築物の所有者に耐震診断の実施を義務付け

・　行政指導や実施命令により義務の履行を確保

・　耐震診断未実施の建築物を公表（平成 27 年２月から令和３年３月。令和３年４月以降は建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき公表継続）

○　耐震改修等実施努力義務（平成 24 年４月１日から）

・　耐震性能が不十分な特定沿道建築物の所有者に耐震改修等の実施努力義務

・　行政指導や実施指示により耐震改修等の実施を促進

○　占有者の努力義務等（令和元年７月１日から）

・　沿道建築物の占有者に、所有者が行う耐震化の実現に向けて協力する努力義務を課すなど、沿道建築物の占有者の協力を得やすくなるよう環境を整備

② 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化の状況の公表

特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化の進捗情報を都民に情報提供するため、条例に基づき、主要交差点間ごとの耐震化率等を公表。令和２年度からは、通行機能を的確に表せる指標である区間到達率及び総合到達率を公表

③ 緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成制度

耐震改修等に要する費用について、助成事業を実施する区市町村に対して補助

（イ）住宅の耐震化

地震による住宅の倒壊を防ぐことは、都民の生命と財産を守るとともに、都市の防災力の向上にもつながることから、都は、所有者への積極的な働き掛け等を行う区市町村を対象に補助をしています。

また、令和５年度からは、平成 12 年以前に建築された新耐震基準の木造住宅も補助対象としています。

さらに、安価で信頼できる耐震改修工法・装置の紹介や、信頼できる耐震診断事務所の公表等、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができる環境を整えています。

（ウ）多数の者が利用する一定規模以上の建築物及び防災上重要な公共建築物の耐震化

大規模な百貨店、ホテル、劇場等については、令和７年度末までに 95％の耐震化率の実現を目指し、建物所有者に対しアドバイザー派遣などの働き掛けを行っていきます。また、防災上重要な公共建築物については、できる限り早期に 100％の耐震化率の達成を図ります。

イ 防災ボランティアの養成

大規模地震が発生した場合、二次災害を防止するため、速やかに被害状況を調査し、被災建築物の余震等に対する危険度の判定（被災建築物応急危険度判定）を行うことが求められます。

膨大な数の被災建築物について応急危険度判定を速やかに行うためには、公共機関及び関係団体はもとより、民間の建築技術者の協力が不可欠です。このため、都では、平成７年５月に東京都防災ボランティアに関する要綱を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付け、令和５年３月末現在、約 12,849 人の判定員を確保しています。

なお、近年の応急危険度判定実績は第３－50 表のとおりです。

第３－50 表　応急危険度判定実績

地震名	発生年月日	派遣判定員数	判定棟数
新潟県中越地震	平成16年10月23日	65名	1,069棟
新潟県中越沖地震	平成19年7月16日	62名	1,320棟
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日	13名	193棟
熊本地震	前震：平成28年4月14日 本震：平成28年4月16日	100名	2,621棟

（令和５年４月１日現在）

＜トピック＞

液状化による建物被害に備える

平成 23 年３月 11 日に発生した東日本大震災では、東北地方から関東地方の太平洋沿岸を中心に広範囲で液状化被害が発生しました。震源から遠く離れた東京都内でも、臨海部だけでなく内陸部においても液状化が発生し、区部東部の５区で木造住宅が傾くなどの被害が生じました。

このため、地盤工学の専門家などから成る「東京都建築物液状化対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を同年７月に設置し、液状化による建物被害が発生した地区を対象とする地盤調査の実施などを通じて、木造住宅などの建築物を対象とした行政の取組などについて検討してきました。

検討委員会からは、東京都が取り組むべき事項として、①都民の皆様が液状化による建物被害に備えるための手引の作成、②地盤データの情報提供、③都民からの相談体制の整備などが提案されました。

これを踏まえ、建て主や建物所有者が敷地における液状化の可能性について調査し、どのように地盤の液状化による建物被害に備えていくかについて、設計者などの専門家と相談しながら検討していくことができる環境整備を図っています。

項　　目	内　　容	
1　液状化による建物被害に備えるための手引の作成・公表	液状化に関する知識を深め、木造住宅などの建築物を対象として、液状化が発生する仕組みや地盤調査の方法、対策工法などについて、分かりやすく解説することを目的としています。	・平成 25 年３月 ホームページ公表 ・平成 25 年４月 各行政庁で閲覧開始
2　地盤データの情報提供	液状化の発生の可能性を調べるためには、液状化予測図や過去の地形図、地盤調査データ（柱状図）などの資料が参考となります。このため、それぞれの資料の概要を説明するとともに、資料の閲覧が可能な体制を整備しました。 また、地域により密着した情報を提供するために民間建築物の地盤データを収集し、その公表に向けた検討を開始しました。	・平成 25 年５月 順次、各行政庁及び区市で閲覧開始 ・平成 26 年５月 建物における液状化ポータルサイトを開設し情報提供開始
3　都民からの相談体制の整備	液状化発生の可能性や敷地における地盤状況の把握、地盤の特性に応じた対策工法の選定など、建て主や建物所有者が液状化による建物被害に備え検討していくために必要な情報の提供やアドバイスを行っています。	・平成 25 年４月 順次、各行政庁で相談開始 状況に応じて、専門家を紹介
	「東京都液状化対策アドバイザー制度」を創設 液状化対策を検討する初期段階において必要な情報の提供やアドバイスを行っています。 区市等と協力して、液状化の可能性のある地域における建築物の建て主等に対して、必要な対策の実施を働き掛けていきます。	・平成 25 年６月 相談開始 ・平成 29 年３月 江戸川区で勉強会開催 ・平成 31 年３月 葛飾区で勉強会開催 ・令和元年 10 月 荒川区で勉強会開催

＜トピック＞

不燃化特区制度・特定整備路線の取組

都内には、地震発生時に大規模火災が想定される木造住宅密集地域（以下「木密地域」という。）が広範に分布しています。このため、都では、「防災都市づくり推進計画」を平成７年度に策定し、整備地域等を定め、これまでに延焼遮断帯となる道路の整備や建物の不燃化・耐震化を促進してきました。しかし、整備地域における不燃領域率は 56%（平成 18 年度時点）、都市計画道路の整備率はおおむね５割（平成 22 年度時点）にとどまっており、また、住民の高齢化や権利関係の複雑さなどから、木密地域の改善が進みにくい状況にありました。こうした状況の中、首都直下地震の切迫性や東日本大震災の発生を踏まえ、木密地域の改善を一段と加速する必要があることから、都は、平成 23 年度に木密地域不燃化 10 年プロジェクトを立ち上げ、10 年間の重点的・集中的な取組により、整備地域を燃え広がらない・燃えないまちにすることを目標としてきました。

この目標実現のため、東京都建築安全条例に基づく新たな防火規制の大幅な拡大や、従来よりも踏み込んだ取組を行う区に対し建替除却費用の助成拡充、専門家派遣、都税の減免措置など特別の支援を行う不燃化特区制度を構築・推進し、区と連携して市街地の不燃化を促進してきました。

また、整備地域内の都施行の都市計画道路を特定整備路線として定め、関係権利者の生活再建等のための特別の支援を行うことで、その整備を加速し、延焼遮断帯の形成を推進してきました。

これらの取組を５年間延長し、引き続き、整備地域の防災性の向上を強力に進めていきます。

不燃化特区・特定整備路線のイメージ

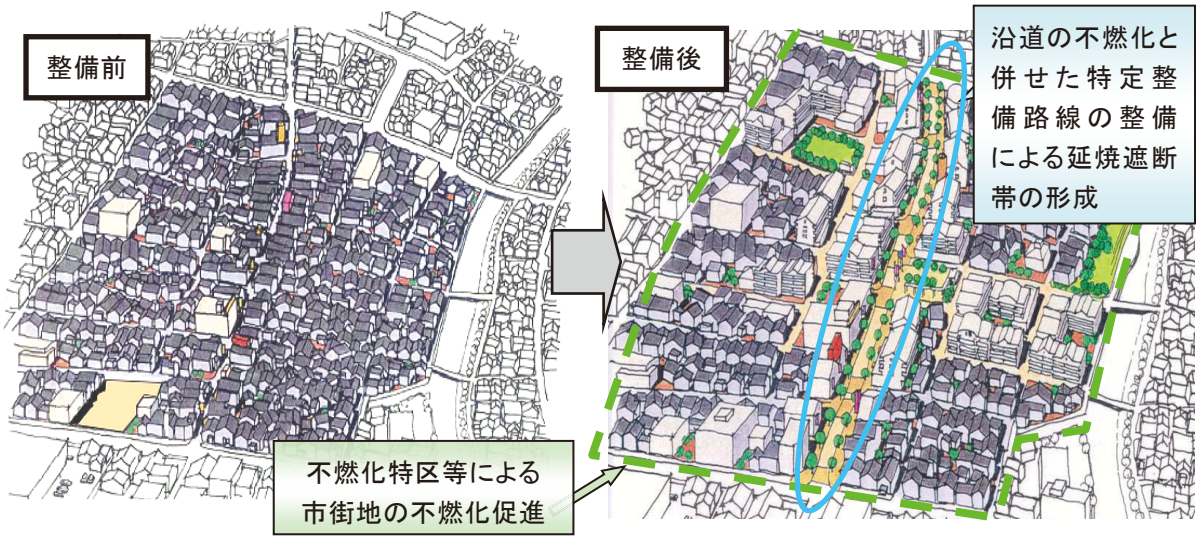

不燃化特区制度で得られるメリット（建替えの場合）

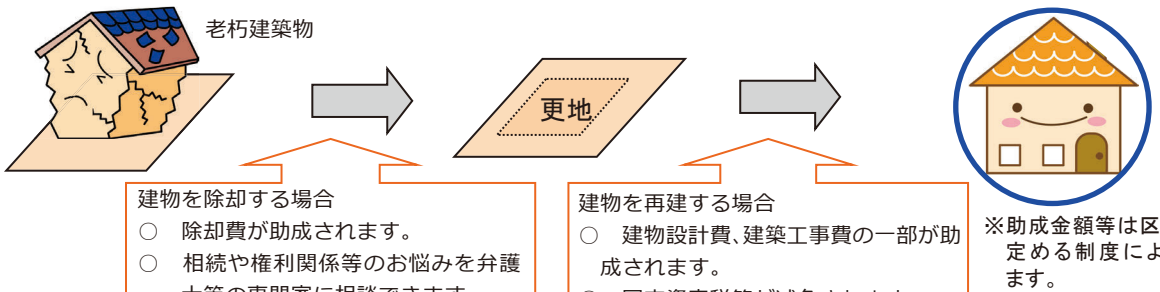

不燃化特区

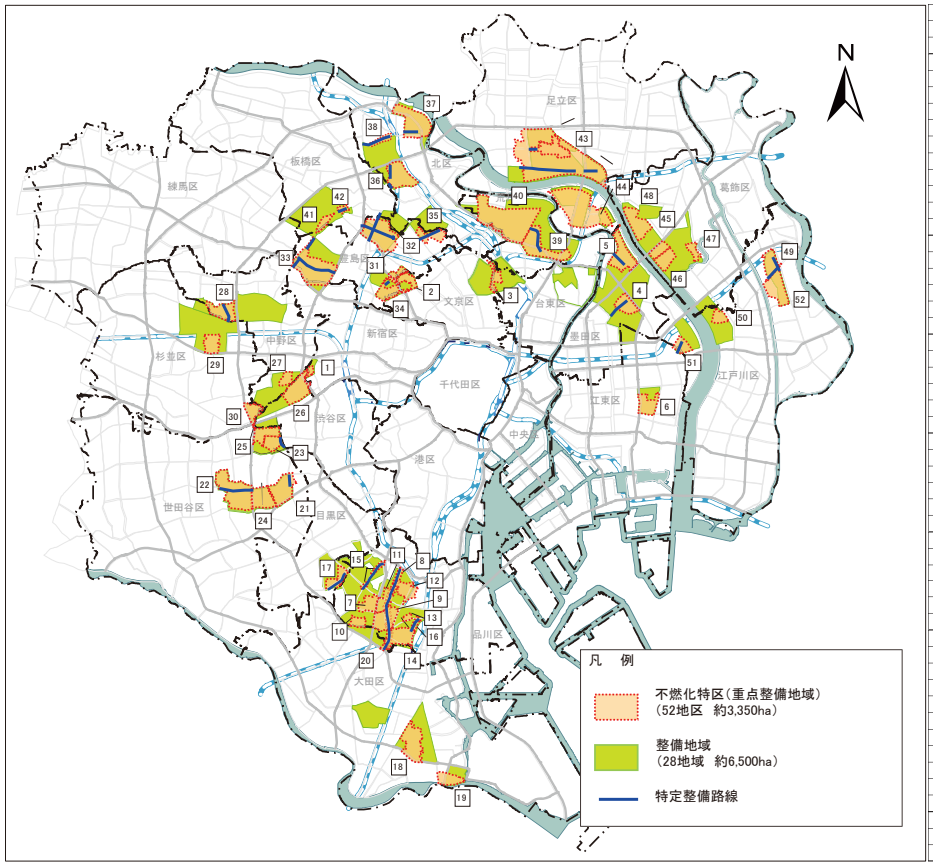

事業実施中の地区　　令和５年４月１日現在

1	新宿区	西新宿五丁目地区
2	文京区	大塚五・六丁目地区
3	台東区	谷中二・三・五丁目地区
4	墨田区	京島周辺地区
5		鐘ヶ淵周辺地区
6	江東区	北砂三・四・五丁目地区
7	品川区	東中延一・二丁目、中延二・三丁目及び西中延三丁目地区
8		補助29号線沿道地区（品川区）
9		豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目及び西大井六丁目地区
10		旗の台四丁目・中延五丁目地区
11		戸越二・四・五・六丁目地区
12		西品川一・二・三丁目地区
13		大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区
14		放射2号線沿道地区
15		補助28号線沿道地区
16		大井二丁目地区
17	目黒区	目黒本町五・六丁目、原町一丁目、洗足一丁目地区
18	大田区	大森中地区（西糀谷、東蒲田、大森中）
19		羽田二・三・六丁目地区
20		補助29号線沿道地区（大田区）
21	世田谷区	太子堂・三宿地区
22		区役所周辺地区
23		北沢三・四丁目地区
24		太子堂・若林地区
25		北沢五丁目・大原一丁目地区
26	渋谷区	本町二～六丁目地区
27	中野区	弥生町三丁目周辺地区
28		大和町地区
29	杉並区	杉並第六小学校周辺地区
30		方南一丁目地区
31	豊島区	東池袋四・五丁目地区
32		池袋本町・上池袋地区
33		補助26・172号線沿道地区
34		雑司が谷・南池袋地区
35	豊島区・北区	補助８１号線沿道地区
36	北区	十条駅周辺地区
37		志茂・若淵地区
38		赤羽西補助86号線沿道地区
39	荒川区	荒川・南千住地区
40		町屋・尾久地区
41	板橋区	大谷口一丁目周辺地区
42		大山駅周辺西地区
43	足立区	西新井駅西口周辺地区
44		足立区中南部一帯地区
45	葛飾区	四つ木一・二丁目地区
46		東四つ木地区
47		東立石四丁目地区
48		堀切二丁目周辺及び四丁目地区
49	江戸川区	南小岩七・八丁目周辺地区
50		松島三丁目地区
51		平井二丁目付近地区
52		南小岩南部・東松本付近地区

特定整備路線

路線名		箇所	延長（m）	所在区
林試の森周辺・荏原地域				
1	放射第２号線	西五反田七丁目～西中延一丁目	1,255	品川区
2	補助第２８号線	大井四丁目付近	520	品川区
3	補助第２９号線	品）大崎三丁目～大）東馬込二丁目 （一部都市整備局区間含む、一部区間で事業中）	3,445	品川区・大田区
4	補助第４６号線	目黒本町五丁目付近	510	目黒区
		目黒本町五丁目～洗足一丁目	550	目黒区
世田谷区役所周辺・三宿・太子堂地域				
5	補助第２６号線	三宿二丁目～池尻四丁目	440	世田谷区
6	補助第５２号線	若林五丁目～豪徳寺二丁目	1,310	世田谷区
北沢地域				
7	補助第２６号線	目）駒場四丁目～渋）大山町	550	渋谷区・世田谷区 目黒区
大和町・野方地域				
8	補助第２２７号線	大和町一丁目～四丁目	710	中野区
南長崎・長崎・落合地域				
9	補助第２６号線	南長崎六丁目～長崎五丁目	320	豊島区
10	補助第２６号線	千早四丁目～要町三丁目	460	豊島区
11	補助第１７２号線	長崎一丁目～長崎五丁目	1,620	豊島区
東池袋・大塚地域				
12	補助第８１号線	南池袋二丁目～四丁目	260	豊島区
池袋西・池袋北・滝野川地域				
13	補助第７３号線	豊）池袋本町二丁目～板）板橋一丁目	1,070	豊島区・板橋区
14	補助第８２号線	豊）上池袋三丁目～板）大山金井町	1,130	豊島区・板橋区
大谷口周辺地域				
15	補助第２６号線	大山町付近	375	板橋区

路線名		箇所	延長（m）	所在区
西ヶ原・巣鴨地域				
16	補助第８１号線	豊）巣鴨五丁目～北）西ヶ原三丁目	930	豊島区・北区
十条・赤羽西地域				
17	補助第７３号線	上十条二丁目～十条仲原二丁目	895	北区
18	補助第８６号線	赤羽西五丁目～一丁目	1,150	北区
志茂地域				
19	補助第８６号線	志茂一丁目付近	620	北区
荒川地域				
20	補助第９０号線	荒川一丁目～町屋一丁目	1,230	荒川区
西新井駅西口一帯地域				
21	補助第１３６号線	扇一丁目～梅田三丁目	1,910	足立区
22	補助第１３８号線	興野一丁目～本木二丁目	350	足立区
足立地域				
23	補助第１３６号線	足立一丁目～三丁目	630	足立区
墨田区北部・亀戸地域				
24	放射第３２号線	押上三丁目～京島一丁目	860	墨田区
25	補助第１２０号線	墨田二丁目～三丁目	530	墨田区
平井地域				
26	補助第１４４号線	平井二丁目付近	490	江戸川区
南小岩・東松本地域				
27	補助第１４２号線	南小岩四丁目～東小岩四丁目	560	江戸川区
28	補助第１４３号線	南小岩八丁目付近	620	江戸川区

（赤文字は都市整備局施行区間を表す。）

3　総合治水対策

(1)　東京都豪雨対策基本方針

近年、都内の一部地域において局所的集中豪雨が頻発しています。

平成 17 年９月４日には、杉並区・中野区を中心に時間 100 ミリを超える豪雨により、約６千棟に及ぶ甚大な浸水被害が発生しました。

こうした状況を受け、平成 18 年５月に学識経験者などから成る東京都豪雨対策検討委員会を設置し、平成 19 年８月に「東京都豪雨対策基本方針」を策定しました。この中では、豪雨や浸水被害が頻発している地域を対策促進エリアと位置づけ、河川整備、下水道整備、流域対策を推進し、浸水被害の減少に一定の成果を挙げてきました。

しかし、基本方針策定後もこれまでの計画降雨（時間 50 ミリ降雨）を超える豪雨により依然として浸水被害が発生しています。

そこで、平成 25 年 10 月から東京都豪雨対策検討委員会を開催し、近年の降雨特性や浸水被害の発生状況を踏まえ、基本方針の見直しに着手し、平成 26 年６月に改定を行いました。

具体的には、豪雨やそれに伴う浸水被害が頻発している「対策強化流域」と「対策強化地区」**（第３－51 図 対策強化流域、対策強化地区（129 ページ）参照）**において、これまでの整備水準を引き上げ、豪雨対策をより一層強化することとしました。

【改定の内容】

○降雨特性を考慮して目標降雨を設定

（年超過確率 1／20　区部：時間 75 ミリ、多摩部：時間 65 ミリ）

○河川・下水道の整備において「対策強化流域」「対策強化地区」を設定

○大規模地下街の浸水対策計画の充実など、減災対策の強化

○東京 2020 大会開催時及び令和６年までの取組の設定

【具体的な取組の方向性】

○河川整備

・おおむね 30 年後を目標に対策強化流域では流下施設（河道等）や貯留施設の整備により、流域対策を含め、区部では時間 75 ミリ、多摩部では時間 65 ミリの降雨に対し、河川からのいっ水を防止

・流域や地域特性に応じて調節池を整備することで、河道と合わせて時間 50 ミリを超える降雨に対応

○下水道整備

・おおむね 30 年後を目標に対策強化地区では、下水道施設の整備水準をレベルアップし、流下施設（下水道管）や貯留施設（雨水調整池）などの整備により、最大で時間 75 ミリの降雨に対し浸水被害を防止

・浸水被害の影響が大きい地下街などでは、時間 75 ミリの降雨に対応できるよう、貯留施設の整備や下水管の増強を推進

○流域対策

・公共雨水ますの浸透対策の促進や個人住宅への浸透ます設置に対する助成実施

・対策強化流域では、区市が施工を行う、一時貯留施設設置の工事費補助等を実施

○家づくり・まちづくり対策

・大規模地下街・地下鉄等について、関連する民間の管理者と行政が連携し、地下街・地下鉄・隣接ビル等の管理者間の連携強化など、地下空間における浸水対策の更なる充実を促進

○避難方策

・河川水位の予測情報や精度の高い局地的集中豪雨発生情報等を提供

・「東京アメッシュ」の再構築に合わせて、最新型レーダーを新たに導入し、降雨の観測精度を向上させ、きめ細かな降雨情報を配信

・都と区市町村で構成する東京都総合治水対策協議会による、水害の危険性や日頃の備えについてなどの普及啓発

令和２年１月に策定した「東京都豪雨対策アクションプラン**（(3)今般の台風被害等を踏まえた今後の豪雨対策の取組（131 ページ）参照）**を踏まえ、令和３年４月に、対策を強化するエリアに柳瀬川流域を追加し、対策強化流域は 9 流域から 10 流域になりました。

【令和６年までの主な取組】

①大規模地下街対策の拡充

・これまでに策定した浸水対策計画に地下鉄、隣接ビル等の管理者間の連携強化の取組を記載

②情報提供の拡充

・東京アメッシュの精度向上を図るため、最新型レーダーの導入

③流域対策の推進

・令和６年までに対策強化流域（10 流域）において、時間６ミリ降雨相当分の雨水流出抑制を実施

④河川整備

・対策強化流域（10 流域）のうち、環状七号線地下広域調節池など、５流域の新規調節池の整備に着手し、ほか５流域についても整備検討し、対策を推進

・対策強化流域のうち、渋谷川・古川流域など３流域で 50 ミリ対策を概成し、ほか７流域で引き続き 50 ミリ対策を推進

⑤下水道整備

・75 ミリ対策地区、50 ミリ拡充対策地区、小規模緊急対策地区において、効果が発揮できるよう整備を推進

・これまでの対策地区や浅く埋設された幹線の流域などにおける幹線やポンプ所など基幹施設の整備を推進

第３－51 図 対策強化流域、対策強化地区

名称	選定条件	対象流域
対策強化流域	➢過去の浸水被害状況 （浸水棟数、被害額） ➢降雨状況 （豪雨の発生頻度） ➢流域特性 （人口、資産額などの被害ﾎﾟﾃﾝｼｬﾙ） ➢対策状況 （河川整備、下水道整備などの対策状況）	①神田川流域 ②渋谷川・古川流域 ③石神井川流域 ④目黒川流域 ⑤呑川流域 ⑥野川流域 ⑦白子川流域 ⑧谷沢川・丸子川流域 ⑨境川流域 ⑩柳瀬川流域 今後の河川整備の進捗や水害の発生状況等を踏まえ順次、流域の追加を検討します。

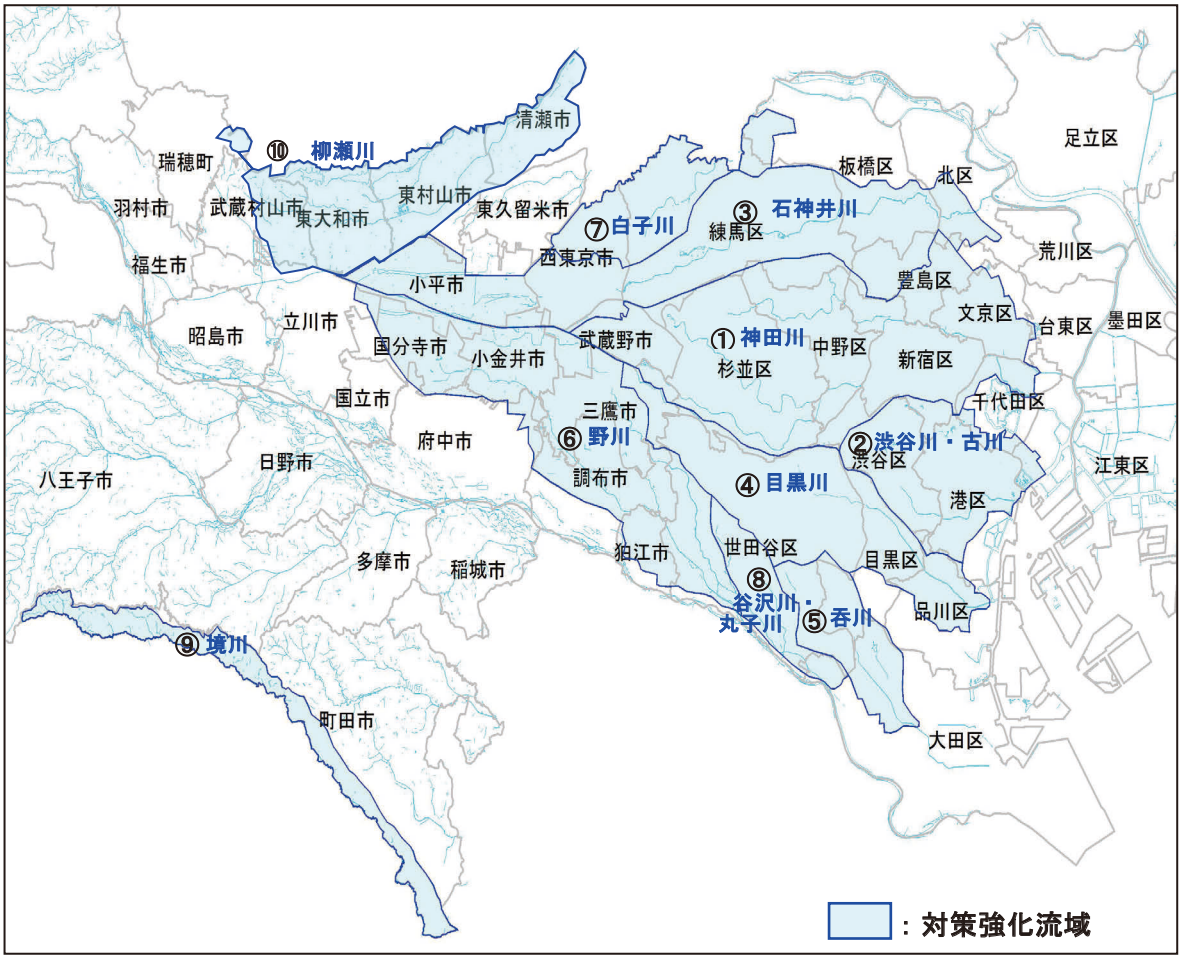

名称	選定条件	対象地区
対策強化地区	➢浸水被害の発生状況 （浸水棟数） ➢施設の重要性や浸水に対する脆弱性 （大規模な地下施設など） ➢下水道施設の能力評価 （下水道幹線の流下能力） ➢対策状況 （下水道整備、河川整備などの対策状況）	75ミリ対策地区 1 目黒区上目黒、世田谷区弦巻 2 目黒区八雲、世田谷区深沢 3 大田区上池台 4 文京区千石、豊島区南大塚 50ミリ拡充対策地区 5 港区白金、品川区上大崎 6 品川区戸越、西品川 7 中野区東中野、杉並区阿佐谷 8 杉並区荻窪 9 文京区大塚 10 文京区千駄木 地下街対策地区 11 新宿駅 12 渋谷駅西口 13 渋谷駅東口 14 池袋駅 15 東京駅八重洲口 16 東京駅丸の内口 17 新橋・汐留駅 18 銀座駅 19 上野・浅草駅 今後の浸水被害の発生状況により、地域特性などを踏まえ地区の追加を検討します。

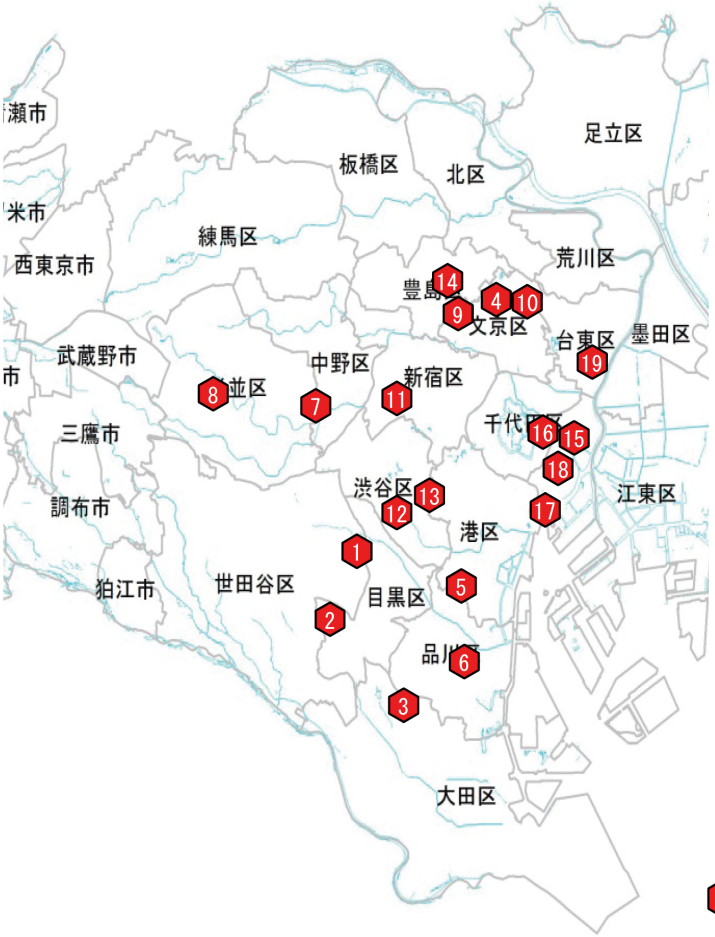

⬢: 対策強化地区

(2) 流域別豪雨対策計画

豪雨対策基本方針の改定を踏まえ、流域別豪雨対策計画の改定・策定を行います。改定・策定では、以下の目標を設定すると同時に全ての公共施設及び一定の条件を満たす開発行為などに対し、区市町村と連携し、浸透ますや貯留槽など貯留・浸透施設等の設置を強く働き掛けていきます。

・区市町村ごとに流域対策における対策目標量の明確化

・公共施設・大規模民間施設・小規模民間施設ごとに単位対策量の設定

(3) 今般の台風被害等を踏まえた今後の豪雨対策の取組

令和元年 10 月に発生した台風第 19 号（令和元年東日本台風）では、都内でも記録的な降雨に見舞われましたが、これまで整備してきた施設が浸水被害の軽減に一定の効果を発揮しました。しかし、近年、全国各地で豪雨災害が発生している状況を踏まえると、施設整備を着実に推進するとともに、豪雨対策の更なる加速・強化が急務と考えられます。

このため、令和２年１月には、おおむね５年間の行動計画として「東京都豪雨対策アクションプラン」を策定し、「東京都豪雨対策基本方針」に基づく 2020 年以降の取組について、これまでの取組を加速するとともに、対策強化エリアの拡大の検討などの新たな取組や、樋門等の施設改良など今回の台風を踏まえた取組を実施していくこととしました。

また、今後、気候変動に対応するため、2040 年代を見据え基本方針を改定し、庁内や関係自治体等と連携を強化して長期的な取組を一体となって進めていきます。